

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則.....（情報政策課）	1
○北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（循環型社会推進課）	1
○北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則.....（道立病院室）	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（障がい者保健福祉課）	8
○農地法施行細則の一部を改正する規則.....（農地調整課）	14
○漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則.....（漁港漁村課）	15
○北海道財務規則の一部を改正する規則.....（財務指導課）	16

訓 令

○北海道診療車運営規程を廃止する訓令.....（医療業務課）	16
--------------------------------	----

北 海 道 北海道教育委員会 訓 令 北海道警察本部

○北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令.....（経済部総務課）	17
--	----

規 則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第39号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第3北海道庁舎等管理規則（昭和41年北海道規則第86号）の項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第40号

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則（平成15年北海道規則第125号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び陸別町」を「、陸別町及び羅臼町」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第41号

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「繰延勘定」を「引当金」に改める。

第4条第2項第1号中「医療政策局道立病院室参事」を「地域医療推進局道立病院室参事」に、「医療政策局道立病院室主幹」を「地域医療推進局道立病院室主幹」に改める。

第10条第2項中「医療政策局道立病院室長」を「地域医療推進局道立病院室長」に改める。

第23条第10号中「繰延勘定整理簿」を「長期前払消費税整理簿」に改める。

第81条の2中「医療政策局道立病院室主幹」を「地域医療推進局道立病院室主幹」に改める。

第142条第1号中「構築物及び建設仮勘定並びに」を「構築物、」に改め、「動産」の次に「（以下この号において「土地等」という。）」、リース資産（道がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である場合であって、当該リース物件が土地等であるときに限る。）並びに建設仮勘定」を加え、同条第2号中「権利」の次に「（以下この号において

「地上権等」という。)及びリース資産(道がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である場合であって、当該リース物件が地上権等であるときに限る。)」を加え、同条第3号中「投資」の次に「その他の資産」を、「有価証券」の次に「及び長期前払消費税」を加える。

第146条に次の1項を加える。

- 2 事業資産のうち建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この項において「建物等」という。)について病院事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合には、会計管理者は、前項の規定にかかわらず、当該建物等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に対し、当該建物等の用途又は目的を妨げない限度において、当該部分を貸し付けることができる。

第7章を次のように改める。

第7章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第181条 退職給付引当金の計上は、簡便法によるものとする。

第182条 削除

第183条第4号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改める。

第184条の次に次の1条を加える。

(報告セグメントの区分)

第184条の2 地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第40条第2項の報告セグメントの区分は、本庁及び部局ごとに区分したものとする。

第186条第2項中「並びに」の次に「キャッシュ・フロー計算書、」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成しなければならない。

第200条第3項中「医療政策局道立病院室」を「地域医療推進局道立病院室」に改める。

別表第2収益の事項の表中

「	患者外給食収益	患者付添人、職員及び看護学院等の学生・生徒の給食に伴う収入	を
「	患者外給食収益 長期前受金戻入	患者付添人、職員及び看護学院等の学生・生徒の給食に伴う収入 長期前受贈財産評価額戻入 長期前受負担金及び寄附金戻入 長期前受補助金戻入	に改め、

別表第2費用の事項の表中

「	手当	常勤の職員に伴う諸手当	を
「	手当 賞与引当金繰入額	常勤の職員に伴う諸手当 賞与引当金として計上するための繰入額	に、
「	法定福利費	社会保険、共済組合等の法定経費で事業主負担額及び常勤職員の公務災害補償基金負担金	を
「	法定福利費 賞与分法定福利費引当金繰入額	社会保険、共済組合等の法定経費で事業主負担額及び常勤職員の公務災害補償基金負担金 賞与分法定福利費引当金として計上するための繰入額	に、
「	退職給与金	常勤の職員の退職に伴う退職金	を
「	退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額	に、
「	修繕費	固定資産及び消耗備品の維持修繕に要する経費	を
「	修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額	固定資産及び消耗備品の維持修繕に要する経費 修繕引当金として計上するための繰入額 特別修繕引当金として計上するための繰入額	に、
「	諸負担金	各種団体等に対する負担金	を
「	諸負担金	各種団体等に対する負担金	

貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額	に、「有形固定資産に対する」	固定資産譲渡損	固定資産の譲渡に伴う損	を
る」を「有形固定資産（リース資産を除く。）に対する」に、					
無形固定資産減価償却費	無形固定資産に対する減価償却費	を	固定資産譲渡損減損損失	固定資産の譲渡に伴う損 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 災害に伴う損	に改め、
無形固定資産減価償却費 リース資産減価償却費	無形固定資産（リース資産を除く。）に対する減価償却費 リース資産に対する減価償却費	に、	災害による損失		
別表第2資産の事項の表中					
一時借入金利息	一時借入金に伴う利息	を	放射性同位元素減価償却累計額	放射性同位元素に対する減価償却累計額	を
一時借入金利息 その他利息	一時借入金に伴う利息 前記の科目に属さない利息	に、	放射性同位元素減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額	放射性同位元素に対する減価償却累計額 ファイナンス・リース取引の目的となる資産 リース資産に対する減価償却累計額	に、
繰延勘定償却	当該事業年度の費用とすることができない場合、翌年度以降に繰延する経費		電話加入権	電気通信事業者に対して費用を負担して専用の電信又は電話等の設置を受けた場合にこれらに要した設備負担金、加入料及び装置料を整理する	を
企業債発行差金償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 災害損失償却 控除対象外消費税額償却		を	電話加入権	電気通信事業者に対して費用を負担して専用の電信又は電話等の設置を受けた場合にこれらに要した設備負担金、加入料及び装置料を整理する。	に、
長期前払消費税勘定償却	長期前払消費税の償却費	に、	リース資産	リース資産	
投資	投資有価証券	電話債券などの投資で他の科目に属さないもの	を		

投資その他の資産	投資有価証券 長期前払消費税		電話債券などの投資で他の科目に属さないもの 資産に係る控除対象外消費税額	に、				
「	過年度その他未収金	当該年度以前より繰越したその他未収金	を	貸倒引当金	収金	収金 不納欠損による損失に備えるための引当金	に改め、	
「	過年度その他未	当該年度以前より繰り越したその他未		同表繰延勘定の款を削り、別表第2負債の事項の表中				
「	企業債 他会計借入金	企業債 他会計借入金	建設又は改良及び投資以外の目的に要する資金に充てるための企業債 建設又は改良及び投資以外の目的に要する資金に充てるための他会計借入金	を				
「	企業債 他会計借入金 リース債務	企業債 他会計借入金 リース債務	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金 ファイナンス・リース取引におけるリース債務で支払期限1年以上のもの	に、				

「退職給与引当金」を「退職給付引当金」に、「修繕引当金」を「特別修繕引当金」に、				「の災害等」を「に関し法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれる維持修繕」に、			
「		起債前借		企業債の前借金	」を		
「	企業債	起債前借		企業債の前借金	に、		
		企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債	建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債で償還期限1年未満のもの 建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債で償還期限1年未満のもの			
	他会計借入金	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金で償還期限1年未満のもの 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金で償還期限1年未満のもの			
		リース債務	リース債務	ファイナンス・リース取引におけるリース債務で支払期限1年未満のもの			
「		預り有価証券		有価証券			
「	引当金	預り有価証券		有価証券	」		
		賞与引当金		常勤の職員の賞与支払準備金のための引当金			
		賞与分法定福利費引当金		常勤の職員の賞与に係る法定福利費支払準備金のための引当金			
		修繕引当金		事業の継続に不可欠な維持修繕に係る修繕準備金のための引当金			
に改め、同表に次のように加える。							
繰延収益		長期前受金					

		建設仮勘定長期前受金	長期前受受贈財産評価額 長期前受受贈財産評価額収益化累計額 長期前受負担金及び寄附金 長期前受負担金及び寄附金収益化累計額 長期前受補助金 長期前受補助金収益化累計額 建設仮勘定長期前受受贈財産評価額 建設仮勘定長期前受負担金及び寄附金 建設仮勘定長期前受補助金	寄附贈与を受けた償却資産の評価額 長期前受受贈財産評価額の収益化額の累計 償却資産の取得又は改良及び建設改良費に充てた企業債の元金の償還に伴い交付される他会計負担金及び寄附金 長期前受負担金及び寄附金の収益化額の累計 償却資産の取得又は改良及び建設改良費に充てた企業債の元金の償還に伴い交付される補助金 長期前受補助金の収益化額の累計 建設仮勘定で整理している固定資産の取得に係る受贈財産評価額 建設仮勘定で整理している固定資産の取得に伴い交付される他会計負担金及び寄附金 建設仮勘定で整理している固定資産の取得に伴い交付される補助金	
別表第2 資本の事項の表中					
「	自己資本金	固定資本金 繰入資本金 組入資本金	地方公営企業法適用の時ににおける資産の総額から負債の額を控除した額 建設又は改良に要する資金に充てるため他会計から出資の目的で繰入れた金額で繰戻しを要しないもの 政令第25条の規定による組入額	を	」
「	固定資本金 繰入資本金		地方公営企業法適用の時ににおける資産の総額から負債の額を控除した額 建設又は改良に要する資金に充てるため他会計から出資の目的で繰り入れた金額で繰戻しを要しないもの	に改め、	

組入資本金		北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）第7条第3項の規定による組入額	
同表資本金の款借入資本金の項を削り、同表中「資産の再評価」を「償却資産以外の固定資産の再評価」に、「資産の評価額」を「償却資産以外の固定資産の評価額」に、「施設、設備等」を「償却資産以外の固定資産の取得又は改良」に、「建設又は改良に要するための」を「償却資産以外の固定資産の取得又は改良のための」に、			
	当年度純利益 （又は当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益 （又は純損失）	を
その他未処分利益剰余金変動額	当年度純利益 （又は当年度純損失） その他未処分利益剰余金変動額 繰越しその他未処分利益剰余金変動額	当年度の損益取引の結果発生した純利益 （又は純損失） みなし償却制度及び組入資本金制度の廃止に伴い発生する未処分利益剰余金の額 前年度から繰り越したその他未処分利益剰余金の変動額	に改める。
別表第5第1号の表放射性同位元素の項の次に次のように加える。			
有形リース資産	機 械 類 車 両 そ の 他	箇 台 箇	
別表第5第2号の表に次のように加える。			
無形リース資産		同	
別表第6第1号の表中			
	種目変更	種目変更	種目を変更したとき。
	種目変更	種目変更	種目を変更したとき。
	所有権移転		契約によりリース資産の所有権が移転したとき。
「 車両 亡失発見 亡失 」を			
「 車両 亡失発見 亡失 」に			
有形リース資産	借受け	返却 所有権移転	リース資産を借り受けたとき。 リース資産を返却したとき。 契約によりリース資産の所有権が移転したとき。
改め、別表第6第2号の表中			
	所属替え	所属替え	他の会計に所属を移したとき又は他の会計から所属を移されたとき。
	所属替え	所属替え	他の会計に所属を移したとき又は他の会計から所属を移されたとき。
	所有権移転		契約によりリース資産の所有権が移転したとき。
改め、同表に次のように加える。			
無形リース資産	借受け	返却 権利移転	リース資産を借り受けたとき。 リース資産を返却したとき。 契約によりリース資産の権利が移転したとき。
別表第7収益的収入及び支出の事項の表中			
有価証券利息	を	有価証券利息 長期貸付金利息	に、
「 患者外給食収益 長期前受金戻入 」			
長期前受受贈財			

「患者外給食収益」を「産評価額戻入 長期前受負担金 及び寄附金戻入 長期前受補助金 戻入」に、	「固定資産譲渡損 減損損失 災害による損失」に改める。
「育児休業給 」を「育児休業給 賞与引当金繰入 額」に、「法定福利費」を	別記様式目次中「繰延勘定整理簿」を「長期前払消費税整理簿」に改める。 別記第13号様式中「繰延勘定整理簿」を「長期前払消費税整理簿」に改める。
「法定福利費 賞与分法定福利 費引当繰入額」に、「退職給与金」を「退職給付費」に、「修繕費」	附 則 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。
を「修繕費 修繕引当金繰入 額 特別修繕引当金 繰入額」に、「諸負担金」を「諸負担金 貸倒引当金繰入 額」に、	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月28日 北海道知事 高橋 はるみ
「無形固定資産減 価償却費」を「無形固定資産減 価償却費 リース資産減価 償却費」に、「一時借入金利息」を	北海道規則第42号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。
「一時借入金利息 その他利息」に、	第1条の2第1項中「第22条の4第1項」を「第21条第1項」に改める。 第1条の3中「第22条の4第6項」を「第21条第6項」に改める。 第2条中「第23条第2項」を「第22条第2項」に改める。 第4条の3を次のように改める。 （措置入院又は緊急措置入院の通知）
「繰延勘定償却 企業債発行差金 償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 災害損失償却 控除対象外消費 税額償却」を	第4条の3 知事は、法第29条第1項の規定による措置入院又は法第29条の2第1項の規定による緊急措置入院をさせるときは、別記第4号様式の4の措置入院決定のお知らせにより、当該精神障害者に通知するものとする。 第4条の4を削る。
「長期前払消費税 勘定償却」に、「固定資産譲渡損」を	第7条の見出し中「保護者」を「措置入院者」に改め、同条第1項中「措置入院者の保護者」を「措置入院者」に、「保護者住所等変更届」を「措置入院者住所等変更届」に改め、同項後段及び同条第2項を削る。 第7条の2を削る。 第14条の見出しを「（家族等の同意）」に改め、同条第1項中「若しくは第2項又は法第

34条」を「又は第34条第1項」に、「による同意書3通」を「の同意書」に改め、同条第2項中「のうち1通」を削る。

第15条を次のように改める。

（医療保護入院者の入院措置に関する記録）

第15条 法第33条第6項の記録は、別記第17号様式の特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録によらなければならない。

第15条の2第1号中「第33条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「法第33条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「法第33条第4項後段」を「同条第4項後段」に改め、「・第4項」の次に「又は第33条第3項・第4項」を加え、同号を同条第2号とし、同条第4号を削る。

第15条の4中「第33条の4第4項」を「第33条の7第4項」に、「特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録」を「特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録」に改める。

第15条の5中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に改め、同条第1号中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に改め、同条第2号中「第33条の4第2項後段」を「第33条の7第2項後段」に、「特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録」を「特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録」に改める。

第20条第6号中「第7条第1項及び第2項」を「第7条」に改める。

別記第1号様式中「第22条の4第1項」を「第21条第1項」に改める。

別記第1号様式の2中

精神保健指定医が 退院制限が妥当で ないと判断した場 合の理由					
保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
1 後见人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日） 5 その他（ ）					

を

精神保健指定医が 退院制限が妥当で ないと判断した場 合の理由	
--	--

に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項中「第33条第2項の規定又は」、「第33条第2項入院」、「」及び「、「第33条第2項・第4項入院」」を削り、「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項中9の事項及び10の事項を削り、11の事項を9の事項とする。

別記第1号様式の3中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

別記第2号様式中

保 護 者	住 所				
	氏 名		生年 月日		性 別 男・女
症 状 の 概 要					

を

症 状 の 概 要	
-----------	--

(選任年月日 年 月 日)

なお、次のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ① 本人と訴訟をした者及びその配偶者・直系血族
- ② 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人・保佐人・補助人
- ③ 成年被後見人・被保佐人
- ④ 未成年者

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記入してください。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

精神科病院管理者 様

年 月 日

氏 名 (印)
(氏 名 (印))

別記第17号様式中「・第4項」の次に「又は第33条第3項・第4項」を加え、「保護者の」を「家族等の」に、

保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他()				

を

家 族 等	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長				

に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項中「第33条第2項の規定又は」及び「「第33条第2項入院」又は」を削り、「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に改める。

別記第17号様式の2を次のように改める。

別記第17号様式の2 削除

別記第17号様式の3中「保護者の」を「家族等の」に、

保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他()				

を

同 意 を し た 等 家 族	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長				

に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項中「第33条第2項の規定又は」及び「「第33条第2項入院」」を削り、「「第33条第2項・」を「「第33条第3項・」に、「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に改め、「(第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。)」を削り、同様式末尾欄外記載上の留意事項中10の事項を11の事項とし、9の事項の次に次の1事項を加える。

10 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。

別記第17号様式の4を次のように改める。

別記第17号様式の4 削除

別記第17号様式の5中										
保 護 者		フリガナ		続柄	生年 月日	年 月 日生				
		氏 名 (男・女)								
		住 所								
		フリガナ		続柄	生年 月日	年 月 日生				
氏 名 (男・女)										
住 所										
入 院 年 月 日 (医療保護入院)		年 月 日								
を										
入 院 年 月 日 (医療保護入院)		年 月 日								
に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項1の事項中「欄は、」の次に「第33条第1項又は第3項の規定による」を加え、「(第33条第2項又は第33条第2項・第4項の規定による入院を経た場合にあっては、その入院年月日)」を削り、同様式末尾欄外記載上の留意事項中2の事項及び3の事項を削り、4の事項を2の事項とする。										
別記第17号様式の6中「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に改める。										
別記第17号様式の8中										
診 断 し た 精神保健指定医氏名		署名								
保 護 者		氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生				
			(男・女)			続柄	年 月 日生			
		住 所								
			1 後见人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他()							
診 断 し た 精神保健指定医氏名		署名								

に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項中「第33条第2項の規定又は」及び「第33条第2項入院」を削り、「第33条第2項・」を「第33条第3項・」に、「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項中11の事項及び12の事項を削り、13の事項を11の事項とする。									
別記第17号様式の9を次のように改める。									
別記第17号様式の9 (第15条の7関係)									
医療保護入院の定期病状報告書									
年 月 日									
北海道知事 様									
病 院 名									
所 在 地									
管理者名 ㊞									
医 療 保 護 入 院 者		フリガナ		生年 月日	年 月 日生				
		氏 名 (男・女)			(年齢 歳)				
住 所									
医療保護入院年月日 (第33条第1項又は第3項による入院)		年 月 日			今回の入院年月日		年 月 日		
					入 院 形 態				
前回の定期報告年月日		年 月 日							
病 名		1 主たる精神障害			2 従たる精神障害			3 身体合併症	
		ICDカテゴリー ()			ICDカテゴリー ()				
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)		(陳述者氏名 続柄)							
初 回 入 院 期 間		年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)							
前 回 入 院 期 間		年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)							
初回から前回までの入院回数		計 回							
過去12箇月間の外泊の実績		1 不定期的 2 定期的 (i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆や正月) 3 なし							
過去12箇月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変									

更でできなかった理由を記載すること。	
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向
今後の治療方針を記載すること（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について）	
退院に向けた取組の状況（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について）	選任された退院後生活環境相談員
＜現在の精神症状＞	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他（ ） II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害） III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他（ ） IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他（ ） V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他（ ） VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑鬱気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他（ ） VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他（ ） VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他（ ）

＜その他の重要な症状＞	IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他（ ） 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存（ ） 4 その他（ ） ＜問題行動等＞ 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他（ ） ＜現在の状態像＞ 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑鬱状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）
本 報 告 に 係 る 診 察 年 月 日	年 月 日
診 断 し た 精神保健指定医氏名	署名

審 査 会 意 見	
都 道 府 県 の 措 置	

記載上の留意事項

1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。

2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。

4 「生活歴及び現病歴の欄」は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。

5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めること。

6 「初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数」の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。

7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12箇月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更でなかった理由」の欄にその旨を記載すること。

8 「退院に向けた取組の状況」の欄については、

- (1) 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
(2) 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
(3) 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等
- について記載することとし、(3)については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。
- 9 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 10 「診断した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記第18号様式中

保 護 者	住 所	
	氏 名	
精神病床の利用状況	許可病床	床 入院患者 名

を

精神病床の利用状況	許可病床	床 入院患者 名
-----------	------	----------

に改める。

別記第20号様式中

申 請 者	(フリガナ)			性 別	生 年 月 日	
	氏 名	(姓)	(名)	男・女		年 月 日生

を

申 請 者	(フリガナ)			生 年 月 日	
	氏 名	(姓)	(名)		年 月 日生

に改め、同様式注意事項6の事項中「、「性別」」を削る。

別記第21号様式を次のように改める。

別記第21号様式（第17条関係）

精神障害者保健福祉手帳交付台帳

手帳番号	氏 名	生年月日	等級	交付日	有効期限（更新）	現 住 所	通院公費受給者番号	通院公費医療機関	消除日及び理由	備考

別記第22号様式中

届出者（申請者）	(フリガナ)	性 別	生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名	男・女		

を

届出者（申請者）	(フリガナ)	生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名		

に改め、同様式注意事項4の事項中「、「性別」」を削る。

別記第24号様式中「第22条の3」を「第20条」に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項中「第33条第2項の規定又は」及び「「第33条第2項入院」」を削り、「第33条第2項・」を「第33条第3項・」に、「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

農地法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第43号

農地法施行細則の一部を改正する規則

農地法施行細則（昭和45年北海道規則第137号）の一部を次のように改正する。

北海道規則第44号

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法施行細則（昭和48年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（漁港施設の利用の認可の申請）

第3条の2 法第38条の規定により漁港施設の利用の認可を受けようとする者は、別記第2号様式の2の認可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 平面図（漁港区域、海岸保全区域、漁港施設の位置、縮尺、方位等を記載したもの）
- (2) 漁港施設の利用方法を記載した書面
- (3) 使用料を徴収する場合は、その使用料の算出根拠を記載した書面

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式の2（第3条の2関係）

漁港施設利用認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所

氏名 ㊞
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり漁港施設を他人に利用させたいので、漁港漁場整備法第38条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 漁港名
- 2 漁港施設の名称、構造及び機能

第6条を削る。

第7条中「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第38条第1項」の次に「（法第43条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「遊休農地」を「農地」に改め、同条中「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

別記第7号様式を削る。

別記第8号様式中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に、「特定利用権」を「農地中間管理権」に、「第36条第4項の規定により、調停案の受諾の」を「第36条第1項の規定により農地中間管理権の取得に関し」に、「勧告を受けた者が2月以内に当該勧告に係る調停案を受諾しない」を「2か月以内に勧告を受けた者と協議が調わなかった（協議を行うことができなかった）」に、「遊休農地」を「農地」に改め、「申請者の」を削り、同様式を別記第7号様式とする。

別記第9号様式中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に改め、「第38条第1項」の次に「（第43条第2項において準用する同法第38条第1項）」を加え、「特定利用権の設定」を「農地中間管理権の設定の裁定」に、「遊休農地」を「農地」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第10号様式中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に、「による遊休農地」を「による所有者等を確認できない農地」に改め、「年 月 日付けで公告のあった次の遊休農地について、」を削り、「次のとおり遊休農地」を「次のとおり農地」に、「遊休農地の」を「農地の」に改め、「申請者の」を削り、「第32条ただし書に基づく遊休農地である旨の公告」を「第43条第1項の規定による農業委員会からの通知」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第11号様式中「（第10条関係）」を「（第9条関係）」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の農地法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の農地法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

3 所在の場所 4 漁港施設設置の目的 5 漁港施設の利用方法の概要 6 使用料を徴収する場合は、その使用料 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年 3 月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第45号 北海道財務規則の一部を改正する規則 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。 第115条第 1 項中「（第120条において「郵便貯金銀行」という。）」を削る。 第120条中「銀行その他の金融機関（郵便貯金銀行を除く。）の営業所等を支払場所に指定して」を削る。 第151条第 3 項中「限る。）の」の次に「貸付契約若しくは」を加える。 第175条第 1 項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。 別表第 3 の 5 の項中「雇入れのとき」及び「雇入れようとする期間又は時間にかかる額」を「同」に、「雇入決定書」を「任用関係書類」に改め、同表の 6 の項中「支出決定のとき」及び「支出しようとする額」を「同」に改める。 第26号様式その 2 《注意事項》中 2 を 3 とし、1 の次に次のように加える。 2 この支払通知書の送金取組年月日から 1 年を過ぎると、貯金事務センターから送付される振替払出証書では現金を受け取ることができません。その場合、表面の発行元にこの支払通知書を添えて速やかに支払を請求してください。 第43号様式第 4 葉（裏面）《注意事項》3 を次のように改める。 3 支出方法が「隔地払」で支払場所がゆうちょ銀行（郵便局）のときは、この支払通知書とは別に貯金事務センターから送付される振替払出証書をゆうちょ銀行（郵便局）に提示して、記載されている金額をお受け取りください。 なお、この支払通知書の送金取組年月日から 1 年を過ぎると、貯金事務センターから送	付される振替払出証書では現金を受け取ることができません。その場合、この支払通知書を発行した歳入歳出外現金等取扱員（会計管理者）にこの支払通知書を添えて速やかに支払を請求してください。 附 則 （施行期日） 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定及び附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則による改正後の北海道財務規則（以下「改正後の規則」という。）第120条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発行される隔地払の支払通知書に係る支払の請求について適用し、施行日前に発行された隔地払の支払通知書に係る支払の請求については、なお従前の例による。 3 改正後の規則第175条第 1 項の規定は、施行日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、施行日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。 4 改正後の規則別表第 3 の規定は、平成26年度以後の予算に係る支出負担行為について適用し、平成25年度の予算に係る支出負担行為については、なお従前の例による。 5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道財務規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。 （北海道建設工事執行規則の一部改正） 6 北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。 別記建設工事請負標準契約書式契約書第33条第 6 項、第41条第 2 項及び第 3 項並びに第 46条第 3 項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。 （北海道建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置） 7 附則第 3 項の規定は、前項の規定による北海道建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置について準用する。 訓 令 北海道訓令第 2 号 本 庁 衛 生 研 究 所 総合振興局及び振興局 保 健 所
---	---

北海道診療車運営規程を廃止する訓令を次のように定める。 平成26年 3 月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道診療車運営規程を廃止する訓令 北海道診療車運営規程（昭和28年北海道訓令第42号）は、廃止する。 附 則 この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。	
北 海 道 北 海 道 教 育 委 員 会 訓 令 北 海 道 警 察 本 部	
北 海 道 北海道教育委員会訓令第 1 号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成26年 3 月28日 北 海 道 知 事 高 橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 鷹 野 正 義 北 海 道 警 察 本 部 長 坂 明 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程（平成15年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。 第 7 条中「経済部総務課」を「経済部経済企画室」に改める。 附 則 この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。	